

平成30年度 第2回山梨県文化財保護審議会 議事録

- 1 日 時：平成31年2月12日（火） 15：00～17：00
- 2 場 所：防災新館4階 409会議室
- 3 出席者（敬称略）
（委員）萩原三雄・笹本正治・五味文彦・鈴木規夫・鈴木麻里子・有賀祥隆・
渡辺洋子・北原糸子・末木健・白井久美子・高山茂・福田アジオ・
堀内眞・輿水達司・湊秋作・望月一二 （16名）
（事務局）小島教育次長 百瀬課長 柳沢総括課長補佐
文化財保護担当（5名）・埋蔵文化財担当（3名）
- 4 傍聴者等の人数 0名
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱
 - (3) 教育次長あいさつ
 - (4) 会長、副会長選任
 - (5) 部会長選任
 - (6) 議事
 - (7) その他
 - (8) 閉会
- 6 議 事
 - (1) 文化財の県指定について
 - 有形文化財（建造物） 1件
浅間神社 本殿一棟 附・棟札二枚
 - 有形文化財（歴史資料） 1件
郷民擁護碑及び丸山之碑
 - (2) その他
 - 報告事項
・各部会の開催状況、文化財の指定等の状況など
- 7 その他
- 8 閉 会

「6 議事」の概要

(1) 文化財の指定について

1) 有形文化財（建造物） 浅間神社 本殿一棟 附・棟札二枚

○議長

- ・審議に入る。有形文化財（浅間神社）について、担当委員から説明をお願いする。

○担当委員

- ・調書に基づいて説明。
- ・「浅間神社本殿」は、檜皮葺、三間社流造の優美な社殿で、線が細かく古式を残す渦・若葉彫刻、上品な意匠の墓股彫刻、及び多彩な色彩によって荘厳された江戸中期の建物で、桃山から江戸初期の建築同様の雰囲気をもつ醸し出している秀逸な遺構である。また国指定重要文化財の三神像を祀る社殿としても価値が高く、県指定文化財としてふさわしいといえる。

○議長

- ・異議がないので、県指定文化財として答申する。

2) 有形文化財（歴史資料） 郷民擁護碑及び丸山之碑

○議長

- ・次に有形文化財（郷民擁護碑及び丸山之碑）について、担当委員から説明をお願いする。

○担当委員

- ・調書に基づいて説明。
- ・「郷民擁護碑」（ごうみんようごのひ）は、丸山塚古墳保護のため、江戸時代末に同古墳の上に建立された碑であるが、これは文化財保護の精神を伝える資料として、県内唯一の資料であり、「この場所を大切にしないと祟りがある」と遺跡に対する畏れを明確に示した碑としては、全国的にも稀有な事例である。郷民擁護碑の文化財保護の精神を受け、明治時代末期に丸山塚古墳から不意に発見された副葬品を守るための経緯が記された「丸山之碑」（まるやまのひ）と共にこれら二碑は、江戸時代末の先駆的文化財保護の精神が、明治時代に至るも脈々と地域に伝えられた経緯を語る存在であり、今日この一帯が、史跡公園として整備され、古（いにしえ）の歴史を伝える場として活用されていることにもつながっている。以上により、この二碑は山梨県指定文化財として相当の価値をもつものと評価できる。

○議長

- ・異議がないので、県指定文化財として答申する。

(2) 報告事項について

○事務局説明

- ・各部会の開催状況等、文化財の指定等の状況など

「7 その他」の概要

○事務局

- ・本日審議いただいた案件は、明日開催予定の定例教育委員会に諮る予定である。
- ・次回の審議会は2019年の夏に開催予定である。

以上